現 場 説 明 事 項

事業番号	契商観　第55号	
事 業 名	恵那駅前東トイレ改修工事	
事業場所	恵那市	
工事範囲	設計図書、現場説明事項、質疑回答書	
工　　期	着　工	契約日
	完　成	令和９年３月26日
工事内容	用　途	公衆便所
	規　模	RC造、一部木造　地上平屋建て
		延べ面積　34.01　㎡
	衛生機器更新工事	1式
	防水工事	1式　等
配布図書	図　　面	1部
	内 訳 書	1部

その他

１．　本現場説明事項及び質疑回答書は、設計図書に含むものとする。

２．　本工事において当然必要となる事項は、請負業者にて責任を持って施工すること。

３．　請負者は、受注時又は変更時において工事請負金額500万円以上の工事について、工事実績サービス(CORINS) 入力システム（（財）日本建設情報総合ｾﾝﾀｰ）に基づき、受注・変更・完成・訂正時に工事実績情報として「工事カルテ」を作成し監督員の確認を受けた後に、受注時は契約後10日以内に、登録内容の変更時は変更があった日から10日以内に、完成時は工事完成後10日以内に訂正時は適宜、登録機関に登録申請すること。（ただし、請負金額500万円以上2500万円未満の工事については受注・訂正時のみ登録するものとする。）

　また、（財）日本建設情報総合ｾﾝﾀｰ発行の「工事カルテ受領書」が請負者に届いた際には、その写しを直ちに監督員に提出しなければならない。なお、変更時と完成時が10日間に満たない場合は変更時の提出を省略できるものとする。

４．　工事施工中は、火災保険又は火災保険に代わる請負業者賠償責任保険に加入し契約を締結して証券の写しを監督員に提出すること。なお、期間は着工時から完成予定日より14日間とする。

５．　完成図書は監督員と協議の上、書類及び電子データにて提出すること。

６．　内訳書の数量は参考数量とする。

７．　本工事は、週休2日制工事の対象工事とする。

８．　本施設は、駅舎に近接しており、車両や歩行者の通行量が多い位置にある。そのため工事等の施行に関して、道路管理者や施設管理者等と協議し仮設計画書及び施行計画書を作成すること。